

## 福祉用具購入全般について

介護認定申請中の購入について
購入および支給申請は可能ですが、福祉用具購入費は認定結果が出てからの支給になります。また、申請の結果「非該当」となった場合、福祉用具購入費は支給されません。
入院中・入所中の場合について
退院または退所が確定し、それに向けて福祉用具を購入する場合は支給対象となります。退院または退所後に支給申請書を提出してください。なお、退院または退所されなくなった場合には支給されません。
介護保険施設における購入について
介護保険の施設サービスを提供されている場合、福祉用具購入について介護報酬を算定することはできません。
特定施設入所者生活介護や認知症対応型共同生活介護における購入について
制度上可能ではありますが、施設では整備されていることが前提のため、支給対象外となります。しかし、個室において特段の事情がある場合は支給の対象となります。
住所地でない場所での購入について
申請書の理由欄に生活の実態（なぜ住所地でない場所でその用具が必要なのか）を記載していただき、その理由が適当であれば認められます。また、市外の事業所であっても各都道府県の特設福祉用具販売事業者の登録を受けていれば問題ありません。
同一種目の購入について
同一種目の購入は原則一度きりとなります。ただし、年数経過による商品の劣化や身体の状態が変化したなど適当な理由があれば再購入が認められる場合があります。その場合、必ず事前に宇和島市へ相談してください。
高額商品および特別な機能が付いた商品の購入について
5万円を超える商品や通常必要と思われる以上の機能が付いた商品を購入する場合、必ず事前に宇和島市へ相談してください。理由書を確認し、適当な理由であると判断された場合は支給の対象となります。
ケアマネジャーがついていない場合の申請について
直接特定福祉用具販売事業者へお問い合わせください（各連絡先は福祉用具購入の手引きをご確認ください）。事業者から宇和島市へ申請することで通常通り受付可能となっております。
転居による買い換えについて
入浴グリップや浴槽台等商品のサイズが合わず使用できなくなった等、適切な理由がある場合は再購入可能です。事前相談のうえ、申請書には「特定福祉用具販売事業者等に引き渡し適切に破棄した」旨を記入してください。

#### 被保険者が死亡した場合

利用がなかった場合は自費購入となります。

購入後すぐに死亡した場合に限り、納品書および納品から死亡までの経緯が確認できる書類を提出してください。

領収日が死亡日以降の場合、領収書の宛名は相続人としてください。また、申請書については余白に死亡日を記入し、申請者および振込先は相続人で記入してください。

## 具体的内容について

自動ラップ式ポータブルトイレについて
事前相談の書類をもとに、本人の身体状況や支援者の有無、衛生面等総合的に判断し、理由が適当と判断された場合に限り支給対象となります。
家具調のポータブルトイレについて
事前相談の書類をもとに、体格が大きい等、樹脂製ポータブルトイレでは安全に使用できないと判断される場合に限り支給対象となります。
洗浄機能付き補高便座について
事前相談の書類をもとに、補高を目的としており本人の身体状況から必要と判断される場合に限り対象となります。ただし、取付けに伴う給排水工事や電気工事等は支給対象外です。
浴槽内いすを浴槽外の踏み台として利用する場合について
介護保険制度上、浴槽内いすは浴槽内に置いて利用することができるものとされており、用途および目的が適合しないため、支給対象外となります。
浴室内すのこのオーダーメイドについて
オーダーメイドであっても本人の身体状況から必要と判断される場合は支給対象となります。ただし、加工費や工事費は支給対象外です。
杖を購入と貸与で一本ずつ用意する場合について
利用目的や導入することで達成する目標・利用期間を踏まえた経済性などを検討した結果、必要と判断される場合は支給対象となります。